

【東京都子ども基本条例について】

「東京都子ども基本条例」は、議員提出による条例であり、令和3年3月26日に

都議会本会議にて全会一致で成立し、令和3年4月1日に施行されました。

・ 「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの

最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化

・ 子どもの安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐に

わたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定

・ 子ども施策に係る総合的推進体制の整備について規定

【本文】

子どもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝である子どもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体

として尊重される必要がある。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、子どもに

対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利

及び子どもの意見の尊重を一般原則としている。

すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに

に育っていく環境を整備していかなければならない。

「子どもを大切にすゝる」視点から、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの目線に

立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市

東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子ども

への影響は顕著である。いかなる状況下においても、子どもの幸福を追求していくことが

何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び

東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、子どもの健やかな成長に寄与す

ることを目指し、この条例を制定する。

もくてき (目的)

第一条 この条例は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び

東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることによ

り、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

ていぎ (定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、子どもに

かん し さく じっし あ じじょう きほんりねん じつげん はか かんてん ひつよう
関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に

おう し さく たいしやう はん い さだ
応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

きほんりねん (基本理念)

だいさんじやう おお か のう せい ひ そんざい にんしき もと
第三条 子どもは大なる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こど

もん けんりじやうやく せいしん けんり しゆたい そんちやう さいぜん りえき
もの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益

さいゆうせん すべ いま しょうらい きぼう も の の すこ
を最優先とすることで、全ての子どもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに

そだ しゃかいぜんたい はぐく かんきやう せいび
育ていけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければならない。

けんり (子どもの権利)

だいよんじやう と けんりじやうやく ふ い けんり そだ けんり まも
第四条 都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる

けんり およ さんか けんり けんり そんちやう ようご し さく
権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を

すいしん
推進するものとする。

とうきやう じつげん (子どもにやさしい東京の実現)

だいごじやう と しゃかいぜんたい はぐく とうきやう じつげん
第五条 都は、社会全体で子どもを育み、子どもにやさしい東京を実現するため、子どもの

めせん た し さく そっせん すいしん
目線に立った施策を率先して推進するものとする。

あんぜんあんしん かくほ
(こどもの安全安心の確保)

だいろくじょう と はんざい じこ た きがい まも あんぜん あんしん
第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の
かくほ ひつよう しさく すいしん
確保に必要な施策を推進するものとする。

あそ ば い ぼ し ょ
(こどもの遊び場、居場所づくり)

だいななじょう と の の すこ そだ とくべつ く およ しちよう そん
第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村
い か く し ちよう そん れんけい す あそ ば い ぼ し ょ
(以下「区市町村」という。)と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくり
かんきよう せいび はか
など、環境の整備を図るものとする。

まな せいちよう し えん
(こどもの学び、成長への支援)

だいはちじょう と まな いよく まな けんり そんちよう か のう せい さいだいげん
第八条 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に
の ひとりひとり こせい ちゃくもく じりつ せい しゅたいせい はぐ
伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために
ひつよう かんきよう せいび はか よ そ こま し えん と く
必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものと
する。

こそだ かてい よ そ た めんてき し えん
(子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援)

だいきゅうじょう と さまざま ふ あん なや ちやくめん こそだ かてい し えん とくべつ
第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な
し えん はいりよ よう およ しゃかいてきよういく ひつよう しさく た よう
支援や配慮を要することも及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様

こ そだ はたら かた かんきょう せい び せんもんてき そうだん じょうほうていきょう た じょうきょう
な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に
おう てきせつ とりくみとう た めんてき し えん つと
応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

い けん ひょう めい し さく はんえい (こどもの意見表明と施策への反映)

だいじゅうじょう と けん り しゆたい せんちよう しゃかい いちいん い けん
第十条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を

ひょうめい い けん し さく てきせつ はんえい かんきょう せい び はか
表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図る
ものとする。

さん か そくしん (こどもの参加の促進)

だいじゅういちじょう と しゃかい いちいん せんちよう ねんれい およ ひとりひとり はったつ
第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達

だんかい おう がっこう ち いきしゃ かい とう さん か ひつよう かんきょう せい び
段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を
はか
図るものとする。

けん り こうほう けいはつ (こどもの権利の広報・啓発)

だいじゅうにじょう と けん り およ り えき せんちよう かん こうほう た けいはつ すいしん
第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進する

ものとする。

そうだん たいおう (こどもからの相談への対応)

だいじゅうさんじょう と ふ あん なや かいしよう そうだん たいおう
第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する

たいせい じゅうじつ なら か てい がっこう ち いきしゃかい およ かんけい き かん どう れんけいきょうか つと
体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるも
のとする。

(こどもの権利擁護)

だいじゅうよんじょう と すこ せいちょう し えん けんりしんがい た ふり えき
第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を
う ば あい どう せんもんてき けん もと てきせつ じんそく きゅうさい はか
受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ること
ができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こ
もの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとす
る。

(こどもに関する計画の策定)

だいじゅうごじょう と かん けいかく さくてい あ だいさんじょう きほんりねん
第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にの
つとるものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

だいじゅうろくじょう と かん し さく そうごうてき すいしん ひつよう たいせい せいび
第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備す
るものとする。

ざいせいじょう そ ち
(財政上の措置)

だいじゅうななじゅう と かん し さく そうごうてき すいしん ひつよう ざいせいじょう そ ち
第十七条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置

こう つと
を講ずるよう努めるものとする。

ふ そく
附則

し こう き じつ
(施行期日)

じょうれい れい わ さんねん し がつついたち し こう
1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

けんとう
(検討)

じょうれい し こう ご さんねん けい か ば あい じょうれい し こう じょうきょう およ
2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこと

と ま じょうきょうなど けんとう じ だい ようせい てきごう ひつよう
もを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な

そ ち こう
措置を講ずるものとする。

ぜんこう けんとう おこな あ い けん はんえい い けん き
3 前項の検討を行うに当たっては、子どもの意見を反映させるため、子どもの意見を聴く

き かい もう
機会を設けるものとする。